

田柄小学校いじめ防止基本方針

いじめの解決に当たっては、未然防止の取組を中心に、早期発見、早期対応に向けた学校体制を構築することが重要である。そして、全国で発生したいじめ重大事件等を教訓に、教職員がいじめ対応の基本姿勢を共有し、いじめ防止に向けた新たな考え方で具体的な方策を講じる必要がある。

そこで、練馬区立田柄小学校では、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）を受け、以下に示す方針、考え方で子供が安心して学べる学校づくりを組織的に進める。

1 田柄小学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり法的にも許されない。

いじめはすべての子供の問題であるとの認識に立ち、いじめが起きにくい集団づくりに重点をおくとともに、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

【いじめの定義】

当該児童に対して、校内の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、当該児童が心身の苦痛を感じるもの。（「いじめ防止対策推進法」第2条の要点）

2 いじめ防止に向けた基本的な考え方

- (1) 管理職・教職員が、いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常に持ち、子供を守ることができるのは、第一に学校、教師であるとの強い決意と高い指導力で情報を共有し、日々の指導にあたる。
- (2) いじめの未然防止に向け、平素より子供の人間関係づくりや居場所づくりを進めるとともに、子供一人一人の自尊感情を高める指導について全教育活動を通じて行う。
- (3) いじめの早期発見、早期解決、継続した見守りに向け、子供の実態把握や校内の（いじめ）相談体制の構築、保護者・地域・関係機関との連携について、組織としての実効性のある取組を行う。

3 具体的な取組

(1) 教員の指導力の向上

- ① 教員の人権感覚を高める
 - ・子供の人格を大切にする温かい言葉づかい、呼名、文章表現 *体罰の禁止
 - ・温かいまなざし、穏やかな表情、公平公正な姿勢
 - ・個人情報、プライバシーの保護
- ② 教員のいじめを見抜く目を養う
 - ・田柄小学校版「いじめ対応のポイント」に基づき、年間を通じて職員会議や生活指導夕会等で子供の状況を組織として定期的に確認する活動を通して、いじめに対応する目や感覚を養う。

(2) 子供の集団づくり

- ① 子供の人間関係づくり
 - ・社会的スキルをはぐくむ授業（学級活動（2）の実施）
　　あいさつスキル、自己認識スキル、コミュニケーション、気持ち認知スキル、セルフコントロール、セルフマネジメント
 - ・自己有用感をはぐくむための年間を通した異学年齢集団活動の実施
 - ・普遍的な視点、個別的な視点から各教科等を通して行う人権教育の推進
　　＊集団内のいじめ傍観者を擁護者へ変えていく取組
 - ・健全なリーダーの育成（正義感をもって集団をリードすることのできる子供の育成）

② 子供の居場所づくり

- ・気持ち良く生活するための最低限の授業（生活）ルールの確立
＊一人一人の子供の発言に対する受容的な姿勢

③ 子供の環境づくり

- ・授業を中心とした話し方、聞き方の指導
- ・校内掲示物の活用

(3) 児童会活動の活用

- ・あいさつ運動
- ・いじめ防止に向けた標語、ポスター、宣言等の作成
- ・他者への感謝の意を伝える「ありがとうポスト」の実践

(4) いじめ防止月間、温かな学級づくり月間の設定

- ・いじめアンケートの実施（6月、11月、2月）
- ・クラスアンケートの実施（7月、12月、2月）
- ・アンケートの結果を踏まえた担任または学年全体での指導

(5) 朝会等を活用した管理職や教職員からの指導

- ・田柄小学校のいじめ対応に関する考え方、姿勢の周知
- ・法的な視点からのいじめ問題の指導
- ・セーフティ教室での専門家によるネットいじめに関する指導

(6) 校内相談体制の充実

担任、養護教諭、管理職、すべての教員にいつでも相談できることを子供に周知する他、スクールカウンセラーによる相談体制を整える。

(7) いじめが発生した場合の基本的な対応

- ① 当該の子供の話を十分に聞き取りながら、その不安や辛さ、苦しみ等の心情を理解し、改めて田柄小学校のすべての教員で支えることを当該児童に伝える。
- ② 全教職員間で情報を共有し、組織としての対応策を協議し確認する。
- ③ 直接関与している子供や状況を知りうる可能性のある子供一人一人から聞き取りを行い、事実確認を行う。
- ④ いじめに関与した子供への指導を担任、学年を中心に行い、状況に応じて管理職も指導に加わる。
- ⑤ 当該の子供及びいじめに関与した子供の保護者に状況を説明する。
- ⑥ 当該の子供に対する謝罪を、いじめに関与した子供、及び状況に応じて双方の保護者も含めて行う。
- ⑦ 当該の子供や保護者の意向を踏まえつつ、学級、学年、学校全体への指導を行う。
- ⑧ 謝罪したことで解決したと思わず、当該の子供の状況を全教員で継続的に見守る。

*いじめの状況、対応状況、その後の状況については、いじめ発生時から時系列で整理し、随時教育委員会へ報告する。

*いじめに関与した子供の状況が、指導後も改善されない場合は、再度保護者へ改善への協力を求めるとともに、その子供の別室指導も検討する。暴力や恐喝等の事例に関しては、警察や児童相談所との連携を図るようにする。

(8) 保護者・地域との連携と啓発の促進

- ・田柄小学校のいじめの状況やいじめ防止基本方針等について、保護者会、学校だより、ホームページ、学校評議員会等を通じて積極的に情報発信し、いじめ対応についての考え方を、学校、保護者、地域が共有できるようにする。
- ・「SNS田柄小ルール」を策定するとともに、各家庭にSNS家庭ルール作成に向けた啓発を行い、インターネット上のいじめ防止に努める。

(9) 組織の活用ならびに関係諸機関との連携

- ・いじめの要因は様々であり、学校内外を問わず起き得ることを踏まえ、校内組織としての生活指導部や教育相談部を中心に、子供関連諸機関や児童相談所との連携を図る。
- ・いじめの様態によっては、いじめ対策推進教員を中心とした「いじめ対策委員会」を開催し、組織として迅速にいじめ問題の改善、解決を図るようにする。

《いじめ対策委員会のメンバー》

管理職・生活指導主任・いじめ対策推進教員・養護教諭・スクールカウンセラー・心のふれあい相談員

(10) いじめにかかる研修資料の活用

- ・いじめ総合対策（第2次一部改定）、練馬区いじめ防止研修資料、人権教育プログラム